

審 査 基 準

平成19年 8 月20日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 例	第24条第 1 項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の輸入の許可
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第24条第 1 項・第 2 項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第 50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第 9 条第 1 項（輸入の許可の申請）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 基 準	5 日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先	陸揚地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	陸揚地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	